

改正後	改正前
<p data-bbox="264 209 913 233">医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会運営要綱</p> <p data-bbox="757 284 1066 308">令和4年〇月〇日部会長決定</p> <p data-bbox="129 359 197 383">(趣旨)</p> <p data-bbox="114 395 1066 496">第一条 この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第七条の規定に基づき、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="129 547 197 571">(職務)</p> <p data-bbox="114 584 1066 684">第二条 部会は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第二条に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。</p> <p data-bbox="129 735 197 759">(組織)</p> <p data-bbox="114 772 1066 908">第三条 部会（ワーキンググループを除く）を組織する委員等（以下「部会委員」という。）は23人以内とする。 2 部会委員の任期は、原則2年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p data-bbox="129 959 219 983">(部会長)</p> <p data-bbox="114 995 1066 1096">第四条 部会長は、会務を総理する。 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。</p> <p data-bbox="129 1147 197 1171">(会議)</p> <p data-bbox="114 1184 1066 1319">第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。 2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p data-bbox="129 1370 365 1394">(ワーキンググループ)</p> <p data-bbox="114 1407 1066 1508">第六条 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。 2 ワーキンググループに属する委員等は、部会長が指名する。 3 ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、部会長が指名する委員等がこれ</p>	<p data-bbox="1258 209 1886 233">医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会運営要綱</p> <p data-bbox="1711 284 2047 308">令和元年12月25日部会長決定</p> <p data-bbox="1106 359 1173 383">(趣旨)</p> <p data-bbox="1090 395 2047 496">第一条 この要綱は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第七条の規定に基づき、医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="1106 547 1173 571">(職務)</p> <p data-bbox="1090 584 2047 684">第二条 部会は、大阪府障がい者自立支援協議会運営要綱第二条に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。</p> <p data-bbox="1106 735 1173 759">(組織)</p> <p data-bbox="1090 772 2047 908">第三条 部会（ワーキンググループを除く）を組織する委員等（以下「部会委員」という。）は20人以内とする。 2 部会委員の任期は、原則2年とする。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p data-bbox="1106 959 1196 983">(部会長)</p> <p data-bbox="1090 995 2047 1096">第四条 部会長は、会務を総理する。 2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。</p> <p data-bbox="1106 1147 1173 1171">(会議)</p> <p data-bbox="1090 1184 2047 1319">第五条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。 2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p data-bbox="1106 1370 1341 1394">(ワーキンググループ)</p> <p data-bbox="1090 1407 2047 1508">第六条 部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。 2 ワーキンググループに属する委員等は、部会長が指名する。 3 ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、部会長が指名する委員等がこれ</p>

改正後	改正前
<p>に当たる。</p> <p>4 ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。</p> <p>5 前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第七条 部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(会議録)</p> <p>第八条 部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第九条 部会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第十条 部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第十一条 部会の庶務は、福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第十二条 この要綱に定めるもののほか、部会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又はワーキンググループ長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 12 月 25 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この要綱は、令和 4 年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p>に当たる。</p> <p>4 ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。</p> <p>5 前条の規定にかかわらず、部会は、部会長の同意を得て、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第七条 部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(会議録)</p> <p>第八条 部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第九条 部会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第十条 部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第十一条 部会の庶務は、福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第十二条 この要綱に定めるもののほか、部会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又はワーキンググループ長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 12 月 25 日から施行する。</p>